

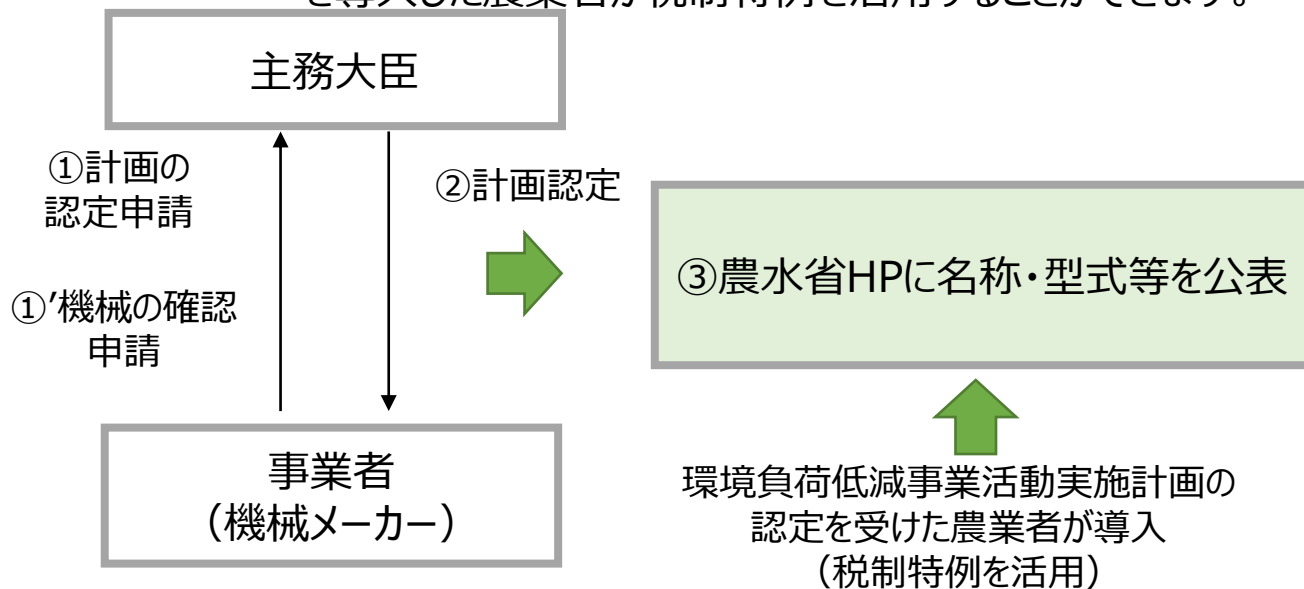
## みどりの食料システム戦略

## みどり投資促進税等に係るご案内

- 1 農業者が化学農薬や化学肥料の使用量を低減させる機械・設備を導入した場合、法人税・所得税の特別償却（取得価額の32%）により導入当初の税負担を軽減できる仕組みができました。

- 対象設備等**
- ・ 化学農薬又は化学肥料の使用量を低減させる設備等
  - ・ 発売後10年以内のモデル
  - ・ 直前の旧モデルの販売台数を下回るモデル

- 手続き**
- ①, ①' 基盤確立事業実施計画の認定申請を行います。その際、併せて申請された機械・装置、器具・備品が、環境負荷低減事業活動に関する税制特例の対象に該当するかの確認申請書を添付します。
- ②, ③ 確認を受けた設備等が農水省HPに公表され、その機械等を導入した農業者が税制特例を活用することができます。



➡ 対象機械・設備のイメージについては裏面をご覧ください。

- 2 主務大臣の確認を受けた機械等を製造するための設備投資に対して、日本政策金融公庫による「新事業活動促進資金」の貸付（特別利率②）※を受けることができます。

※ 中小企業に限ります。日本政策金融公庫による審査が必要となります。  
基準利率より0.60%～0.65%利率が低くなります。

## <対象機械・設備のイメージ>

### ○ 化学農薬の使用量低減

水田用除草機



畦畔草刈ロボット



抑草ロボット



色彩選別機



紙マルチ田植機



### ○ 化学肥料の使用量低減

可変施肥田植機



野菜用畝立同時局所施肥機



自動灌水施肥装置  
(環境制御装置)



対象機械はこちら！ ➡



### 【お問い合わせ先】

関東農政局生産部環境・技術課（又は最寄りの各都県拠点までお願いします）



048-740-0422（直通）



midori\_kanto@maff.go.jp

みどりの食料システム戦略についてはこちらをご覧ください。

みどりの食料システム戦略

検索